

## Ⅱ 用語の解説

### 1 事業所（卸売業・小売業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### 2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### 3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売す

る事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

#### 4 従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、臨時雇用者は含めていない。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を越える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成 23 年 12 月、平成 24 年 1 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

#### 5 年間商品販売額

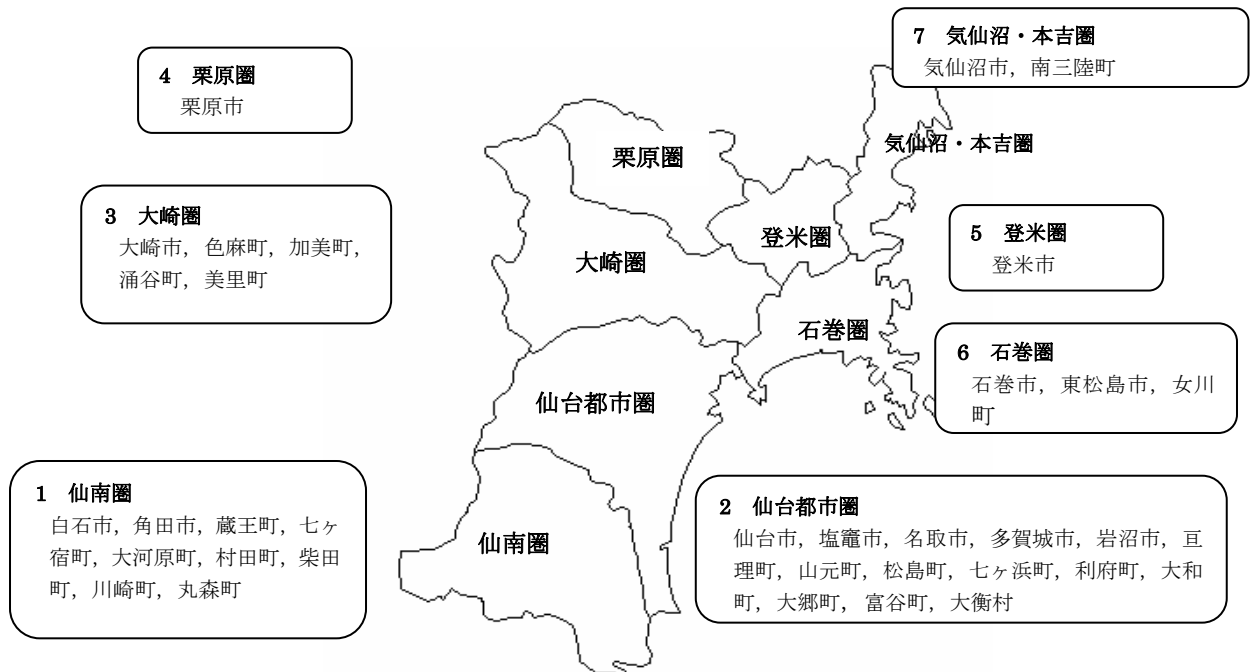
平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

## 6 地域区分

本文及び表での広域圏の区分は次のとおりである。

文中及び表中の市町村名及び集計数値については、調査期日である平成24年2月1日現在の市町村としている。



### Ⅲ 利用上の注意

- 1 この調査結果は、総務省及び経済産業省から公表された「平成 24 年経済センサス - 活動調査」(以下「活動調査」という。)の確報集計(産業別集計「卸売業, 小売業」(産業編))に基づくものである。
- 2 年間商品販売額の経理事項は平成 23 年 1 年間, 事業所数, 従業者数等の経理事項以外の事項は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値である。
- 3 集計対象の方法は次のとおりである。
  - (1) 活動調査の調査結果のうち, 産業大分類が「I - 卸売業, 小売業」に格付けられた事業所について, 以下のとおり集計したものである。
    - ① 『1 概況』, 『3 年間商品販売額』のうち「(2) 1 事業所当たりの年間商品販売額」  
 産業大分類「I - 卸売業, 小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが, 年間商品販売額は, 数値が得られた事業所について集計した。
    - ② 『2 産業分類別の事業所数, 従業者数』, 『3 年間商品販売額』(上記以外), 『4 広域圏別』『5 市町村別』  
 産業大分類「I - 卸売業, 小売業」に格付けられた事業所のうち, 以下の全てに該当する事業所について集計した。
      - ・管理, 補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
      - ・「事業別売上(収入)金額」の「商業」(「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「小売の商品販売額」を合算したもの)に金額が有り, かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること。
 このため, 上記①の集計と事業所数, 従業者数, 年間商品販売額は一致しない(表 1)。

表 1 ①と②の表における卸売業及び小売業の合計の比較

集計区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
① 『1 概況』 『3 年間商品販売額』のうち「(2) 1 事業所当たりの年間商品販売額」	26,006	208,915	9,433,322
② 『2 産業分類別の事業所数, 従業者数』 『3 年間商品販売額』(上記以外) 『4 広域圏別』 『5 市町村別』	19,393	158,755	9,023,394

(2) ①の「1事業所数, 従業者数, 年間商品販売額」において, 「平成24年」の数値は活動調査, 「平成21年」の数値は「経済センサス-基礎調査(総務省)」, 平成19年以前の数値は「商業統計調査(経済産業省)」である。

なお, 「商業統計調査」との比較に当たっては, 上記(1)①, ②のように集計対象が異なることに留意する必要がある。

4 各項目の金額は, 単位未満を四捨五入しているため, 内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお, 比率は小数点以下第2位で四捨五入している。また, 「0.0」は, 四捨五入による単位未満である。

5 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」で表した。また, 増減は, 数値がマイナスのものは「△」で表した。

6 本表に係る問い合わせ先

宮城県震災復興・企画部統計課 商工経済班

〒980-8570(専用番号) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2457(商工経済班 直通)

統計課ホームページURL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※ 詳しい調査結果については, 総務省統計局のホームページを御覧ください。

◆平成24年経済センサス-活動調査

産業別集計「卸売業, 小売業」の確報結果

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/kakuho/gaiyo.htm>